

令和3年度意見報告書

(山口県事業)

令和3年11月16日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

(1)再評価

事業者が実施した14件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、事業採択後5年間が経過したことによるものが1件、再評価実施後5年間が経過したことによるものが10件、社会経済情勢等の変化によるものが3件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

令和3年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 5年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
14	1	10	3	14	0	0

(2)事後評価

事業者が実施した5件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

2 審議経過

委員会を6回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

このうち、再評価2件、事後評価1件についてはオンラインによる説明により現地の環境や状況を確認し、再評価2件については現地視察を実施した。

Ⅱ 結論

1 再評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

2 事後評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

Ⅲ 意見

1 全般事項

(1) 事業実施等について

ア 公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を確実に発揮する必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、常に変化している。

これらを踏まえ、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、人口減少など社会経済情勢の変化や、気候変動の影響による記録的な豪雨などの自然現象に柔軟に対応する必要がある。

イ 公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、引き続き、早期完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増や事業期間の延長等が生じないように、現場条件の把握や関係機関との計画調整を十分に行う必要がある。

なお、現場条件の把握においては、同種事業の情報を活用し、適切な事前調査を行うことで、より精度を上げる必要がある。

また、事業計画の見直しの必要性が生じた場合は、県民にその理由をわかりやすく説明する必要がある。

エ 事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が発揮できるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の適切な維持管理や、利用促進に向けた取組を積極的かつ継続的に行っていくことが必要である。

また、維持管理については、新技術等を活用し、コストの縮減に努めることが必要である。

オ 事業により得られる効果やその発現状況について、県民の理解が一層深まるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の役割や必要性について、積極的かつ分かりやすく広報していくとともに、事業の進捗状況についても引き続き、適切に情報発信することが必要である。

(2) 防災・減災対策について

本年も、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、今後も予測を超える自然現象による災害が発生することが考えられる。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効果的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、避難行動につながる水位情報の提供などソフト対策を推進し、これまで以上に防災・減災対策を進める必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

国が策定したマニュアルに基づく全国統一的な評価に加え、事業の特性を踏まえ、貨幣価値化が困難な便益も多様な面から抽出し、よりわかりやすく示すことで、県民に事業の必要性や効果を説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、幅広い視点からの知見、創意工夫等により環境への影響を適切に評価し、最善の対策を講じる必要がある。

また、環境保全対策について地域住民の理解が得られるよう引き続き、丁寧に説明する必要がある。

2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 道路事業

道路事業の効果について、線形不良や狭隘な箇所解消等による時間短縮効果等に加え、災害時の代替性確保などについても、わかりやすい説明を行い、県民の理解をより深めていく必要がある。

(2) 河川事業・ダム事業

河川事業とダム事業は連携して事業を進める必要がある。

また、ダム事業は、多額の費用を要し、様々な目的のために実施されることを踏まえ、異常気象への備えや効率的な維持管理など、施設の効果的な運用について検討する必要がある。

(3) 海岸高潮対策事業

海岸高潮対策事業については、社会経済情勢の変化に応じて、優先箇所等を踏まえた効率的なハード対策を着実に進める必要がある。

(4) 公営住宅整備事業

公営住宅の整備にあたっては、入居者ニーズを幅広く把握するよう努める必要がある。

(5) 農業農村整備事業

地域の高齢化が進む中で、事業により整備した農地を長期的・継続的に維持管理していくためには、農業の担い手確保に向けた支援を継続的に行っていく必要がある。

(6) 林道整備事業

木材需要の高まりを踏まえ、完成した林道をより積極的に活用することで事業効果をさらに高める必要がある。

令和3年度 再評価対象事業一覧

1 県事業(14事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道490号 絵堂萩道路 道路改築事業	変化	継続
2	一般国道491号 一ノ俣拡幅 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	主要地方道徳山本郷線 道路改築事業	変化	継続
4	一般県道蜂ヶ峯公園線 道路改築事業	事業採択後、 5年間が経過	継続

(2)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	錦川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	切戸川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	中川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
4	厚東川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
5	厚東川 周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
6	平瀬ダム 錦川総合開発事業	変化	継続

(3)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	宇部港 宇部地区 西岐波地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	沖浦西港 戸田地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

(4)山口県 土木建築部 住宅課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	宇部・東岐波県営住宅公営住宅整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

(5)山口県 農林水産部 漁港漁場整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	江崎漁港海岸 漁港海岸保全施設整備事業(高潮対策)	再評価実施後、 5年間が経過	継続

令和3年度 事後評価対象事業一覧

1 県事業(5事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道437号 逗子ヶ浜拡幅 道路改築事業	H9～H28	改善措置および 再度評価必要なし

(2)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	三田尻中関港 大久保地区 港湾環境整備事業	H3～H28	改善措置および 再度評価必要なし

(3)山口県 農林水産部 農村整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	中山間地域総合整備事業 長門地区	H19～H27	改善措置および 再度評価必要なし
2	集落基盤整備事業 下関南部地区	H20～H27	改善措置および 再度評価必要なし

(4)山口県 農林水産部 森林整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	ふるさと林道緊急整備事業 二鹿・川越線	H15～H27	改善措置および 再度評価必要なし